

学校法人 松柏学院

# コンプライアンス・マニュアル

令和3年1月1日施行

## I 自主行動宣言

私たちは、広く社会からの信頼を確保していくため、次の自主行動を実践することを宣言します。

- 1 私たちは、建学の精神及び教育の理念を実現するため、教育及び社会貢献活動に取り組みます。
- 2 私たちは、学院としての公共性や社会的責務を自覚し、関係する法令等の遵守はもとより、人権や文化を尊重し、高い倫理観を持って行動します。
- 3 私たちは、安全性の確保や個人情報保護に十分配慮し、信頼を獲得します。
- 4 私たちは、個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保します。
- 5 私たちは、反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした対応をとります。
- 6 私たちは、公正・透明・適正な業務遂行を行うとともに、学院外との健全かつ正常な関係を保ちます。

## II コンプライアンスの推進

学院におけるコンプライアンスとは、私たち一人ひとりが法律、法令、学院諸規程等に基づいて職務を遂行することを基本とし、日常の職務の中で公平・公正で正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき、地域社会において良識ある行動をとることであり、そのための推進体制を整備します。

### (1) コンプライアンスの推進体制と役割

#### 【実施統括責任者】

コンプライアンス実施の統括責任者は理事長とする。

#### 【コンプライアンス委員会】

コンプライアンスを確実に実践するための支援・推進する組織として、理事会内にコンプライアンス委員会を設置し、次の施策を検討・実施する。

なお、事務局を事務部に置く。

- 1) コンプライアンスに関する規則等の見直し
- 2) 教育及び研修の計画並びに実施
- 3) コンプライアンスの相談・通報窓口の設置
- 4) コンプライアンスの違反者に対する懲罰の検討

#### 【コンプライアンス管理責任者】

コンプライアンスに係わる学院全体の問題解決や遵守状況を一元管理するため、事務部にコンプライアンス管理責任者を置き、以下の役割を担う。

- 1) コンプライアンスに関する実施計画の立案及び推進
- 2) コンプライアンスに関する相談・通報の窓口
- 3) 相談・通報について、コンプライアンス委員会に報告、若しくは付議
- 4) コンプライアンスに関する日常業務のほか、コンプライアンスに関する教育・研修
- 5) コンプライアンス違反者に対する調査
- 6) 自主行動基準の実施状況に関する外部窓口

#### 【コンプライアンス担当者】

コンプライアンスの推進を図るため、学院内にコンプライアンス担当者を置き、次の役割を担う。

- 1) コンプライアンスに関する相談・通報の窓口
- 2) コンプライアンス違反が懸念される場合には、その状況把握とコンプライアンス管理責任者への報告
- 3) コンプライアンスに関する実施計画の立案及び推進
- 4) コンプライアンス違反者に対する調査

#### (2) コンプライアンスの相談・通報窓口の設置

職務上、コンプライアンスに疑義が生じた場合やコンプライアンスから逸脱していると思われる場合、あるいは逸脱するかもしれないと思われる場合は、速やかにコンプライアンス管理責任者、又はコンプライアンス担当者へその事実を相談・通報してください。

〈相談・通報にあたって〉

- ① 相談・通報にあたっては原則実名とします。相談・通報者の氏名や内容等は、秘密保持の観点から関係者以外には開示されません。  
匿名での相談・通報の場合は、詳しい内容を相談・通報者に確認できないこともあり、相談・通報者を保護することができなくなる恐れがあります。
- ② 相談・通報した者が希望する場合は、コンプライアンス委員会が相談・通報を受けた事項の調査内容等を可能な限りフィードバックします。
- ③ 相談や通報をすることで当事者が学院内で不利益な取扱いを受けることはありません。

又、特定の人から嫌がらせを受けたり、圧力をかけられたりすることは断固として許しません。万が一、そのような事実が行われた場合は、学院が厳正に対処します。

なお、ハラスメントについては、別に定める「学校法人松柏学院倉吉北高等学校ハラスメント防止規程」に基づき厳正に対処します。

### 『コンプライアンス相談・通報窓口』

1. コンプライアンス管理責任者 事務長
2. コンプライアンス担当者 校内職員若干名
3. コンプライアンス委員会

郵送 { 〒682-0018 (親展)  
倉吉市福庭町1丁目180番地  
学校法人松柏学院  
コンプライアンス管理責任者、又はコンプライアンス担当者 宛て

電 話 0858-26-1351

F A X 0858-26-4683

電子メール

### Ⅲ 自主行動基準

私たちは、自主行動宣言のとおり、教育に携わる者としての社会的責務と公共的使命の重さを自覚し、広く社会から信頼される学院として、法令や規則等の遵守はもとより、透明性や信頼性の高い学院となることを常に意識しながら、具体的に行動します。

#### 具体的な行動

##### 1 私たちが信頼を確保するために

- ① 私たちは、法令を遵守し公序良俗に反するような行為を厳に慎みます。
- ② 私たちは、学院の方針及び諸規程等を誠実に守り、職場の秩序の保持に努めます。
- ③ 私たちは、お互いの立場や職務を正しく理解し、風通しの良い職場を築きます。問題があれば見てみぬふりをせず、責任をもって対処します。
- ④ 私たちは、各自の人権を尊重し差別や嫌がらせにつながるような言動や個人の尊厳を傷つけるような言動は行いません。
- ⑤ 私たちは、個人情報について利用目的を具体的に明示した上で収集し、利用目的の範囲内で利用し、且つ安全管理に努めるとともに、利用目的が終了次第適切に処分、又は適切な管理を行います。
- ⑥ 私たちは、職場は勿論、その他の場においても、学院の名誉・信用を傷つける言動は行いません。
- ⑦ 私たちは、学院所有財産について適正に保管を行い、私的に使用することは

行いません。

- ⑧ 私たちは、法令に則り不適切な会計処理は行いません。

## 2 生徒・保護者・卒業生等の信頼を確保するために

- ① 私たちは、建学の精神及び教育理念の実現に向けて、情熱を持って生徒の指導にあたり、充実した学校生活を実現するための支援を行います。
- ② 私たちは、授業及び研究指導等において生徒の人格を尊重し学習の支援を行います。又、キャンパス・ハラスメントには細心の注意を払います。
- ③ 私たちは、成績評価、単位認定においては、常に公平性を確保します。又、これを妨げるおそれのある生徒やその家族からの贈答及び接待は、例え好意によるものであっても第三者に疑いや誤解を与える根拠となる可能性があるため、一切受けません。
- ④ 私たちは、生徒・保護者・卒業生等からの相談及び申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応します。

## 3 取引先との信頼関係を築くために

- ① 私たちは、公正かつ自由な取引を確保し、優越的地位の濫用など関係する法令等の違反となるような行為は行いません。
- ② 私たちは、取引先の選定を行うにあたっては、合理的かつ公正に行います。
- ③ 私たちは、社会通念を超える接待、贈答の授受は行いません。
- ④ 私たちは、契約の締結等により、知り得た取引先の機密情報について、漏洩等が無いよう細心の注意をもって厳正に管理します。

## 4 社会からの信頼を確保するために

- ① 私たちは常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学院づくりを行います。
- ② 私たちは、社会貢献を学院の重要な役割のひとつと考え、社会貢献活動の展開及び支援を行います。
- ③ 私たちは、公職への協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用します。

#### IV 照会先

学院内・学院外の関係者を問わず、本自主行動基準に関して学院の実施状況に疑義のある場合は、次のコンプライアンス管理責任者で受付けます。

住 所      { 〒682-0018  
                 鳥取県倉吉市福庭町1丁目180番地  
                 学校法人松柏学院  
                 コンプライアンス管理責任者（事務部）

電 話 0858-26-1351

F A X 0858-26-4683

電子メール(学校代表アドレス)